社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等移転経費）補助金交付要綱

令和５年６月３０日
５福保子計第４２０号
福祉保健局長決定
（一部改正）令和６年１１月２７日
６福祉子企第９６０号
子供・子育て支援部長決定
（一部改正）令和７年７月１１日
７福祉子企第５０２号
子供・子育て支援部長決定
（一部改正）令和８年７月１０日
８福祉子企第３７３号
子供・子育て支援部長決定

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉施設等が、乳幼児等自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安心・安全を確保するために耐震性のある建物への移転を行う施設に対して、東京都がその費用の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行うことについて必要な事項を定め、もって、児童福祉施設等の耐震化の推進に資することを目的とする。

（通則）

第２条　この補助金の交付は、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第３条　この要綱において、「児童福祉施設等」とは、別表１に掲げる施設及び東京都知事（以下「知事」という。）が特に必要と認めた施設をいう。

（補助対象等）

第４条　補助対象者は、児童福祉施設等の設置者（以下「設置者」という。）とする。（別表１の５については、個人を除く。）ただし、次に掲げる者を除く。

（１）国及び地方公共団体

（２）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

（４）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

２　補助対象施設（以下「対象施設」という。）は、別表１に掲げる施設のうち、次の各号に規定する要件をいずれも満たす施設とする。
（１）別に定める基準による「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険がある賃借物件」から「耐震性のある物件」へ移転する施設であること。
（２）都内に所在する施設又は都外に所在する都民対象施設であること。
（３）各施設に適用される法律、要綱等の基準に適合する施設であること。

３　この補助金の対象となる事業及び対象経費は、別表２のとおりとする。

（補助事業の完了時期）
第５条　補助事業者は、補助事業について、次条に規定する補助期間内に契約し、補助期間内に完了しなければならない。

（補助期間）
第６条　補助期間は、令和９年３月３１日までとする。

（補助金の交付額）
第７条　この補助金は、別表２に定める算定方法により算出した額を都の予算の範囲内において交付する。
２　前項の規定により算出した額に、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）
第８条　この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第１号様式）その他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を、別に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

（補助金の交付決定）
第９条　知事は、前条による交付申請があった事業について、適当と認める場合は、第１３条の条件を付して補助金の交付を決定し、通知するものとする。

（申請の取下げ）
第１０条　補助事業者は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から１４日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を撤回することができる。

（補助金の請求）
第１１条　第１３条第１０号に定める補助金の額の確定があったときは、申請者請求書（第３号様式）に必要とする書類を添付し、知事に請求するものとする。

（補助金の交付時期）
第１２条　知事は、前条による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助条件）
第１３条　この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。
（１）他の補助金との重複禁止
　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
（２）契約の相手方等からの資金提供の禁止
　補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対して行われた指定寄付金を除く。
（３）承認事項
ア　補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（第４号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
（ア）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
（イ）補助事業の内容を変更しようとするとき。
（ウ）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
イ　知事は、変更等承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、承認の可否を補助事業者に通知する。
ウ　第９条の規定は、イの規定による知事の通知について準用する。
（４）事故報告等
　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
（５）関係書類の整理保管
　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後５年間保管しておかなければならない。
（６）事情変更による決定の取消し等
　この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別に必要が生じたときは、知事はこの決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に

係る部分については、この限りでない。

（７）状況報告

ア　設置者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を状況報告書（第５号様式）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

イ　知事は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることがある。

（８）補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを補助事業者に命ずることがある。

この命令に違反したときは、補助事業の一部停止を補助事業者に命ずることがある。

（９）実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから１０日以内に補助事業の事業実績報告書（第６号様式）を知事に提出しなければならない。

(10) 補助金の額の確定等

知事は、前号の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(11) 是正のための措置

知事は、前号の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを補助事業者に命ずることがある。

第 10 号の実績報告は、この号の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(12)　消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第８号様式）により知事に報告しなければならない。

なお、この場合知事は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることができる。

(13) 決定の取消し

ア　補助事業者又は間接補助事業者が、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあ

る。

（ア）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（イ）補助金を他の用途に使用したとき。

（ウ）その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱の規定に基づく命令に違反したとき。

（エ）補助金の交付決定を受けた者が第４条第１項ただし書に該当するに至ったとき。

イ　アの規定は、第 10 号の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(14) 補助金の返還

ア　補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところによりその額を返還しなければならない。

イ　アの規定は第 10 号の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

ウ　知事はアの規定にかかわらず、前号の規定に基づく取消しをした場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(15) 違約加算金及び延滞金

ア　補助事業者は、第 13 号により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年１０．９５％の割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５％の割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ウ　ア及びイに規定する年当たりの割合は、閏年（うるうどし）の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

(16) 他の補助金の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、東京都

福祉局子供・子育て支援部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和５年６月３０日から施行し、同年４月１日から適用する。

２　この要綱の施行の日から令和５年６月３０日までの間、第１４条中「福祉局子供・子育て支援部長」とあるのは、「福祉保健局少子社会対策部長」とする。

附　則

この要綱は、令和６年１１月２７日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年７月１１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年７月１０日から施行し、同年４月１日から適用する。